

ネオあそびば 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、「ネオあそびば」と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務所は、代表宅に置く。

第3条 (目的)

本会は、子どもたちが主体的に遊び、学び、交流できる場を提供することにより、次世代を担う子どもたちの健全な育成と地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

また、スポーツ・文化芸術活動を通じて心身の健全な育成に資するとともに、生涯にわたってこれらに親しむ態度を育むことも併せて目的とする。

第4条 (活動・事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. レクリエーション活動の企画及び運営
 - (1) 会員児童・生徒及び保護者の負担に配慮した活動計画（適切な活動時間及び休養日の設定等）の立案
2. 遊び、学び、交流ができるイベントの企画及び運営
3. スポーツ・文化芸術活動の実施及び支援
4. その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

第5条 (会員)

1. 本会の会員は、本会の目的に賛同し、入会した者とする。
2. 会員は、福島市内に居住し、または市内の小学校・中学校に通学する小学生及び中学生を中心に構成する。ただし、市外の児童・生徒や、障がいの有無に関わらず加入を認めるものとする。

第6条 (入会・退会)

1. 入会を希望する者は、所定の入会申込書を代表に提出し、その承認を得るものとする。
2. 退会を希望する者は、退会届を代表に提出することで任意に退会できる。ただし、未成年者については保護者を通じて届け出るものとする。

第3章 役員及び組織

第7条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 1名
3. 会計 1名
4. 監査役（監事） 1名

第8条 (役員を選任及び任期)

1. 役員は、総会の承認を得て選任する。
2. 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 (職務)

1. 代表は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計事務を処理する。
4. 監査役（監事）は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

第10条 (指導者)

1. 本会は、安全管理のため、可能な限り複数の指導者体制を整えるものとする。
2. 指導者は、福島市等が実施する研修への参加等を通じて、資質の向上に努めるものとする。

第4章 会議

第11条 (総会)

1. 総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。
2. 定期総会は、毎年6月に開催する。
3. 総会は、対面、書面、オンラインその他電磁的方法により開催することができる。

第12条 (議決)

1. 総会は、会員の過半数の出席（書面又は電磁的方法による表決を含む）をもって成立する。
2. 議事は、出席者の過半数をもって決する。

第5章 会計及び安全管理

第13条（運営費用）

1. 本会の運営費用は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。
2. 会費は、月額 1000 円とする。
3. 遠征費、イベント参加費、備品購入費その他必要な費用については、別途徴収することができる。
4. 既納の会費その他の費用は、原則として返還しない。

第14条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第15条（安全管理及び保険）

1. 会員及び指導者は、本会が指定する傷害保険等に参加するものとする。なお、指導者については、必要に応じて個人賠償責任保険への参加に努めるものとする。
2. 指導者の指示に従わない行為に起因する事故又は怪我については、本会はその責任を負わない。ただし、本会又は指導者に故意又は重大な過失がある場合を除く。
3. 本会は、活動中の安全確保及び事故防止に努めるものとする。

第6章 雑則

第16条（コンプライアンス）

1. 指導者及び会員は、互いの人格及び尊厳を尊重し、暴力、暴言、ハラスメントその他これらに類する行為を行ってはならない。
2. 活動上知り得た個人情報適切に管理し、運営目的以外に使用してはならない。

第17条（委任及び改正）

本会則に定めのない事項及び本会則の改正は、総会の議決を経て決定する。

附則

- 1.本会は、2025年4月に設立された。
- 2.本会則は、2025年5月1日から施行する。
- 3.本会則は、2026年5月10日に総会の議決により改正し、2026年6月1日から施行する。